

パブリックコメント意見概要

広域処理に関するご意見

番号	意見概要
1	現地で処理すべき。雇用の創出なども期待される。放射能汚染を拡散させてはいけない。
2	阪神大震災のときは、広域処理はほとんど行わなかったのに、なぜ、今回は必要となるのか。
3	発生した災害廃棄物の2割しか広域処理しないのは、根本解決にならない。
4	広域処理にかかる費用と、現地で処理する場合の費用の差額はどの程度であるのか。その費用をほかに回すという想定はしてないのか。 コンテナで廃棄物を運ぶことはガソリン等の費用がかかり、CO2を放出することにもなる。
5	広域処理は条約や法律に違反している。
6	被災者の受け入れや、食糧支援をすべき。災害廃棄物の広域処理以外の別の方法で支援できないか。
7	宮城県知事、岩手県知事との確認書を締結する前に県議会へはどのように報告されているのか。県議会と県民の合意を得ていないため、合意書、確認書や覚書は無効である。
8	三重県市長会、三重県町村会とは何か。
9	合意書中の「住民の不安が払拭されること」について、何かなされているのか。
10	三重県が広域処理に協力することで、具体的に処理日数はどれだけ短くなるのか。広域処理必要量が見直されたことを受けて、柔軟に方針を変更してはどうか。
11	災害廃棄物を大量に受け入れて、県内の間伐材等の森林資源を活用し、再生可能エネルギー生産施設整備の財源をも引き出すべき。
12	災害廃棄物により健康被害は起った場合。放射性物質により汚染された場合、風評被害が起った場合は誰が責任をとるのか。
13	民間業者に処理を委託した場合の責任はどうなるのか。
14	民間施設設置者は、被災自治体と直接契約をすることになっているのか。県と市が規制するか、第三者機関による規制が必要である。 また、民間施設設置者は、一般廃棄物処分業の許可を取得しないといけないのである。
15	民間施設設置者が住民説明なしに、災害廃棄物の受入や処理をしないような仕組みはあるのか。
16	福島のがれきまで受け入れることにならないか。
17	災害廃棄物焼却灰等を三重県外の遠隔地で処分する場合、放射性を帯びた廃棄物の輸送が必要となり、その影響はないか。

目安値に関すること	
番号	意見概要
18	災害廃棄物の受入処理の目安値の100ベクレル/kgや、埋立処分の目安値の2,000ベクレル/kgは高すぎる。安心できない。
19	焼却灰の目安値は、100ベクレル/kg以下にすべき。
20	クリアランスレベルを超えないものは放射性物質として扱う必要がないとあるが、それを超える焼却灰は完全に放射性廃棄物並みの危険な廃棄物ではないか。
21	可燃物にクリアランス基準を当てはめるのは不適当である。
22	目安値や測定方法の科学的根拠を示すべき。
23	放射能濃度と空間線量率だけで管理するのではなく、放射性物質の総量で規制すべきである。
24	原子力施設のクリアランス基準は年間線量0.01ミリシーベルト/年で計算されているのに、災害廃棄物における一般公衆に関する年間線量限度1ミリシーベルト/年で計算されているのはおかしい。
25	内部被爆について考慮されていない。
26	がれきの受入に伴う線量限度を1ミリシーベルト/年とすると生活の中で受ける放射線と合算すると、ICRP勧告の一般公衆の年間線量限度をこえてしまう。
27	バックグラウンドの数値を明記し、処理施設周辺等の目安値をバックグラウンド空間線量率の1.6倍にすること。
28	コンテナや敷地境界等における空間線量率の目安値が、バックグラウンド空間線量率の3倍というのは高すぎる。
29	コンテナの空間線量限度はバックグラウンドの3倍、コンテナを展開したものの空間線量限度もバックグラウンドの3倍である。遮蔽されたものと遮蔽されてないもので基準が同じでよいのか。
30	単位をベクレルのみでなく、シーベルトで明記してほしい。
31	「目安値」ではなく、「基準値」として、より厳格に管理すべき。目安値を超過した場合の対応が不明確であるため、具体的に明記すべき。

処理に関するご意見

番号	意見概要
32	がれきの選別作業は搬出自治体で行うことになっており、細かく選別できているか、有害物質等の付着した廃棄物を除去できているかが、信用できるのか。
33	災害廃棄物は、被災地で脱塩処理すべき。
34	受け入れた後、100ベクレル/kgを超えた場合や運搬途中でコンテナを開閉することになったら受入場所や運搬経路近隣の住民の安全は確保されているのか。運搬経路にあたる市町住民にも説明はないのか。
35	バグフィルター等の排ガス処理施設では、排ガス中のセシウムの完全な除去は無理である。
36	排ガス処理施設の方法について、環境省告示では「電気集塵機に併せて活性炭吹込み装置等の排ガス吸着能力を有する装置」だけに限定されていない。
37	原子炉施設と同等程度の排ガス処理施設を設けるべき。0.3 μmのばいじんも99.97%以上捕足できるようにすべき。
38	焼成、焙焼、溶融は塩化セシウムが気化してしまい、フィルターの負担が大きくなるのでやめるべき。
39	焼却灰の運搬時、フィルター交換時、埋立時などに汚染された灰が飛散する可能性がある。
40	管理型最終処分場では焼却灰の管理は不十分である。放射性廃棄物として管理すべき。
41	焼却灰の埋立にあたっては、埋立後に河川等に流出しないよう絶対に水と触れないように処分すべき。風雨の強い日の作業の規制も検討すること。
42	管理型最終処分場の排水処理施設において、新たに放射能濃度の高い廃棄物が発生することが予想されるため、数十間、水と完全に接触を断つて処分する方法をとるべき。
43	最終処分場に災害廃棄物が埋設してあると、孫末代まで提示してほしい。
44	焼却など直接業務にあたる方々の健康を守れるようにしなければならない。
45	フィルムバッジの着用はあるが、現在フィルムバッジはほとんど使用されておらず、ガラス線量計、電子ポケット線量計などの個人被ばく線量計が市販されているので、これらを使用するとしてはどうか。
46	福島県外でもホットスポットがあり、全てのがれきに対して確実に安全であると確認しながら処理するのは困難。測定だけでなく、予防策や仕組みを検討すること。
47	焼却以外の処分や、再資材化を検討すべき。
48	焼却灰などをセメントやアスファルトに再生利用されることが予想されるが、形を変えた放射能拡散である。
49	処理施設周辺の住民を中心に、焼却前の通知はなされるのか。空間線量がバックグラウンドの3倍以上の変化があった場合は中止するとあるが、その間、住民は外出等できるのか。被害があつてからでは遅い。
50	民間業者との再委託契約、処理方法など、モニタリング体制は県が一元化するのか。民間業者に委託する場合についても、国、県が主体的に関わるべき。
51	予想される費用と国、県、市町の負担割合や、処理を民間業者に委託する場合の費用について、単価・総額を記載すべき。
52	放射能による大気、河川、海域、地下水、土壤の汚染の懸念がある。ホットスポットができるのではないか。

モニタリングに関すること	
番号	意見概要
53	セシウム134及びセシウム137だけでなく、ストロンチウム、ブルトニウム、ウラン等の放射性物質も測定すべき。
54	アスペスト、ダイオキシン類等の、放射性物質以外の有害物質も測定すべき。
55	河川や土壤の放射能濃度の測定を行う必要がある。また、魚や野菜等の食品も測定すべき。
56	空間線量の計測だけで、がれきは安全と言えない。放射能濃度の測定が必要。
57	空間線量の測定は、高さ1mだけでなく、地表面でも測定すべき。
58	モニタリング等の測定値は、最悪の数値を採用すべき。
59	検出下限値が表示されていない。
60	空間線量率の測定時間が一律20秒である根拠は。
61	測定頻度が少なすぎる。毎日測定すべき。焼却施設でのコンテナごとの放射能濃度は試験焼却時だけでなく、実際の受入時にも測定してほしい。
62	表面だけ計測しても中の方に高い放射能濃度のがれきが混じっていてもわからない。
63	コンテナを港湾から県域に搬出する前に、再度コンテナの空間線量率を測定するに規定されているが、船舶上では前後左右の4面が露出した状態のコンテナは存在せず安全面からも問題があるため、荷揚後に陸上で行う形が望ましい。
64	排ガスが算定式にて1を超えた場合、すでに1を超えた時に処理した災害廃棄物はない。次に受けられた災害廃棄物の放射能濃度を評価しても関係が得られないように思える。特措法では3ヶ月の平均で1を超えた場合の処置が記されているが、同様にしてはどうか。排水についても同様である。
65	ガンマ線計測機器(NaIシンチレーションサーバイメーター)では、ベータ線やアルファ線を検出できないため適当ではない。
66	各工程で測定した線量を公開・明示すべき。インターネットでの情報公開では、閲覧できる人が限られる。新聞やテレビでの情報公開もすること。
67	測定に際しては周辺自治体の住民も参加すること。安全性確保のため、周辺自治体にも報告すること。
68	どういうわけか三重県の1m地点の計測数値の方が宮古市よりも高い。
69	民間施設設置者は、どのように搬出元の被災自治体から放射能濃度の測定結果を受け取るのか。
70	放射線管理の専門家を投入すべき。

その他に関すること

番号	意見概要
71	用語を統一すること。
72	Naシンチレーションサーベイメータに関して、エネルギー補償型Naシンチレーションサーベイメータと記述する方が適切ではないか。
73	ガイドラインは枚数が多くて、内容も難しい。
74	安全という言葉を用いず、安心を図ると記述しているのは、責任回避のためか。
75	環境保全の文言がない。
76	安全性が確認されれば受け入れるべき。
77	受け入れるべきでない。
78	各国の専門家の意見をもとにしっかりと対策を練ってから処理の方法を決定すべきだと思う。
79	反対意見の専門家の意見は聞いているのか。
80	他の県では、県や市自体が独自に調べ、「国の示す基準はおかしい」として、受入を断っているケースもある。
81	パブリックコメントの実施から、ガイドラインの決定までが性急であり、不信に感じる。また、周知不足であり、災害廃棄物受け入れありきのアリバイ作りではないか。三重県民に広く周知のうえ、再度意見を求めるべき。
82	全三重県民に賛成・反対のアンケートを取ってほしい。
83	県民の理解も得ないまま、確認書を締結するのはおかしい。
84	すでに焼却処理を行った静岡県島田市では、放射性物質が放出された実績結果が出ている。
85	広域処理には賛成だが、県及び市長会会長は事実を全て公表し、市民に提供すること。
86	公開の際は、個別市町の状況についての記述を伏せないこと。
87	焼却炉の煙突から出る排ガスは風があるとき、ないとき、どのくらいの距離まで影響を受けるのか。
88	食品にペクレル表示をしてほしい。食品汚染対策の市民測定所の設置をしてほしい。
89	三重県は、台風12号で出た瓦礫がまだ残っているので、まず、そちらから処理すべき。

